平成２０年（フ）第５４号
福岡市早良区四箇６－６－12―102　右近政貴方、住民票上の住所福岡県小郡市大保1364番地９
破産者　後藤　俊之
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第１０１４号
鹿児島県鹿児島市伊敷台６丁目４番８号
破産者　浜田　辰雄
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１号
鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町604番地263
破産者　中村　洋子
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第３７９号
北海道釧路市美原３丁目14番13号
破産者　下村　　登
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第４５号
宮城県石巻市鹿又字梅木屋敷40番地
破産者　櫻田　るみ
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川302番地の４
破産者　佐々木茂芳
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第３３号
秋田市横森２丁目３番31号
破産者　髙橋　英美
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５６号
秋田市外旭川字土手下49番地１
破産者　佐藤　明雄
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７０号
秋田市下北手宝川字潤ケ崎３番地１
破産者　小林　勇二
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０２号
秋田市金足追分字海老穴218番地３
破産者　佐藤　　勤
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１７７号
秋田県横手市平鹿町醍醐字金屋71番地
破産者　柿崎　　純
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２０年（フ）第１５４号
秋田県仙北郡美郷町金沢東根字川原田103番地
破産者　深澤八重子
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第２１号
福島県郡山市台新１丁目19番22号
破産者　尾上　禎子
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
横浜市戸塚区原宿４丁目57番29号、住民票上の住所横浜市港南区芹が谷２丁目８番42―401号
破産者　横尾四十四
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８９１号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地４街区３号棟304号室
破産者　木部　弘義
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６号
川崎市中原区宮内４丁目18番10―202号　グレイスコート幸Ⅱ
破産者　伊藤　重勝
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成１９年（フ）第３０９号
神奈川県横須賀市鴨居２―56―１　飯田荘２Ｆ左、住民票上の住所神奈川県横須賀市公郷町４丁目11番地６
破産者　野沢松太郎
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３３号
神奈川県逗子市沼間６丁目３番15号　美鈴ハイツ102
破産者　山本　妙子
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第２２６号
新潟県新発田市大栄町３丁目８番13号
破産者　木村　聡男
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部